

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号
処分の種類	受益者からの分担金の徴収		
根拠法令条例等・条項	土地改良法第91条第1項		
処分の概要	県営土地改良事業における受益者からの分担金の徴収		
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>条例に示された基準による 長野県営土地改良事業分担金徴収条例第2条、3条</p> <p>第2条 分担金の額は、年度ごとに、別表の左欄に掲げる区分に従い当該右欄に定める率の範囲内で、知事が定める。</p> <p>2 前項の場合において、その事業が2以上の土地改良区の地区にわたるものにあつては、当該土地改良区に係る事業ごとにあん分するものとする。</p> <p>第3条 分担金は、事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区等から徴収する。</p> <p>2 前項の徴収の時期は、毎年度における工事の着手前とする。但し、知事が特別の事情により分割徴収の必要を認めるときは、この限りでない。</p>		
基準の制定根拠	長野県営土地改良事業分担金徴収条例第2条、3条		